

決 裁	保険課長	係長	係員

記 帳	組合員証	台帳

## 任意継続組合員資格取得申出書

元組合員の 記号・番号	—	旧所属機関名			
申出者氏名	ふりがな	退職年月日	平成 年 月 日		
生年月日	昭・平 年 月 日	退職時の 標準報酬月額	円		
住 所 お よ び 電話番号  (注1)	〒 —	任意継続掛金の 振込方法の選択  ※指定期日までに、 金融機関から指定 払込用紙で振込み	1. 1月分ずつ 2. 年2回払い（半年払い） 3. 年1回一括（1年払い）		
	TEL				
給付金等 振込口座 (本人名義)  ※在職中の届出 口座を変更す る場合のみ 記入すること	銀行 金庫 農協		退職時に組合員の 被扶養者であつた 者で、任意継続後 も引続き被扶養者 となることを希望 する者  ※就職や所得の増額 等で被扶養者資格 取消しとなる者は記 入しないこと(注2)	氏名	続柄
	支店 支所 出張所				
	普通 当座	口座番号			
<p>上記のとおり任意継続組合員の資格を取得したいので申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">山口県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申出者氏名 <span style="float: right;">印</span></p>					
<p>上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所属所長 職名</p> <p style="text-align: right;">氏名 <span style="float: right;">印</span></p>					

○提出にあたっての注意

- ・地方公務員等共済組合法第144条の2に規定する期限（退職の日から20日）以内にこの申出書を提出してください。
- ・元組合員の記号・番号が不明なため該当欄に記入できない場合は、共済組合が定める「個人番号申告票」の添付に代えることができます。

(注1) 任意継続組合員となった後、日中に連絡のとれる電話番号を記入してください。

(注2) 退職時に被扶養者であった者を取消す場合や、任意継続後に新たに被扶養者となることを希望する者がいる場合は、別途「被扶養者申告書」の提出が必要です。

共済組合使用欄	任意継続掛金の 標準となった 報酬月額	(                    )	円
	任意継続掛金	短	円
		介	円
	前納額	(月数)	
		短	円
介		円	
	計	円	